

## 令和8年度糸満市介護予防・日常生活支援総合事業(配食サービス)委託事業者公募要項

### 1 目的

糸満市介護予防・日常生活支援総合事業(配食サービス)を事業実施するにあたり、事業を受託できる事業者を募集する。

### 2 委託業務名

糸満市介護予防・日常生活支援総合事業(配食サービス)委託

### 3 委託期間

契約日～令和9年3月31日

### 4 事業実績

令和8年1月実績

利用人数:14人 合計配食数:174食

### 5 委託業務概要

- (1) 指定した曜日に利用者宅を訪問し、当日調理した弁当を配達する。
- (2) 弁当を配達際に、利用者の安否を確認する。
- (3) 利用者より利用者負担金を徴収し、市に納入する。
- (4) 市の指定する方法で請求書及び実績報告書を提出する。

### 6 委託料

普通食	1食あたり820円(内利用者負担額400円)
特別食	1食あたり920円(内利用者負担額500円)

### 7 参加資格

受託希望者は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 糸満市内に本社又は営業所を有すること。
- (2) 糸満市内全域に弁当の配達が可能であること。
- (3) 事業に必要な許可を得ていること。
- (4) 糸満市内において、2年以上配食サービスの事業実績があること。
- (5) 調理士及び管理栄養士の資格取得者を各1名以上有すること(フランチャイズ・システムによる事業活動形態の場合は、フランチャイザーが有している場合も可とする)。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の提供を

申請した者でないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第1項第2号及び第6号に掲げる暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (10) 本委託事業について高い見識及び十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること。
- (11) 令和8年度糸満市介護予防・日常生活支援総合事業(配食サービス)委託仕様書に定める内容を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。

## 8 応募に係る提出書類

受託希望者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 受託資格確認申込書(様式第1号)
- (2) 事業者概要(様式第2号)
- (3) 配食サービス概要(様式第3号)
- (4) 営業許可証の写し
- (5) 調理士及び管理栄養士の免許証の写し
- (6) 令和8年中に実際に提供した配食1週間分の献立表(栄養素量表記)及びサンプル写真

## 9 その他

- (1) 当該公募に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 応募に係る提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) 委託業務の詳細は、糸満市介護予防・日常生活支援総合事業(配食サービス)委託仕様書に示す。
- (4) 公募要項に定めのないものについては、糸満市と受託者が協議の上、決定するものとする。

## 10 提出場所、提出方法及び提出期限

- (1) 提出場所:〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地  
糸満市役所 福祉部 介護長寿課 包括支援係
- (2) 提出方法:直接提出

## 11 特記事項

この募集は、次年度当初予算の成立を前提とするものであり、年度当初予算成立後に効力を生じる。